

鹿児島市建設工事総合評価落札方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島市制限付き一般競争入札実施要綱（平成18年4月1日施行）（以下「一般競争入札実施要綱」という。）又は鹿児島市事後審査型制限付き一般競争入札実施要綱（平成19年4月1日施行）（以下「事後審査型実施要綱」という。）に基づく入札のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が本市にとって最も有利な者を落札者として決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）による入札を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「総合評価落札方式（自己採点方式）」とは、入札参加者が提出する入札書及び自己採点表による評価点を基に落札候補者を決定し、当該落札候補者について入札参加資格審査を行う入札をいう。この場合において事後審査型実施要綱第9条及び第11条の規定については、この要領に定めるもののほか公告に示すとおりとする。

(対象工事)

第3条 この要領において総合評価落札方式の対象とする建設工事は、一般競争入札実施要綱又は事後審査型実施要綱で定める対象工事のうち、入札価格と企業の施工能力等を総合的に評価することが妥当と認められる工事とする。ただし、緊急を要するものは除くものとする。

(類型)

第4条 総合評価落札方式については、次に掲げるいずれかの類型により行う。

- (1) 標準型 技術的な工夫の余地が大きい工事で、施工上の工夫等の技術提案、企業の施工能力、技術者の能力及び地域貢献・社会性等と入札参加者の入札価格を総合的に評価する型式。
- (2) 簡易型 技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事で、簡易な施工計画、企業の施工能力、技術者の能力及び地域貢献・社会性等と入札参加者の入札価格を総合的に評価する型式。
- (3) 特別簡易型 技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事で、簡易な施工計画を要件とせず、企業の施工能力、技術者の能力及び地域貢献・社会性等と入札参加者の入札価格を総合的に評価する型式。

(技術評価委員の任命及び意見聴取)

第5条 市長は、総合評価落札方式による入札を行うにあたり、2人以上の学識経験者を技術評価委員（以下「評価委員」という。）として委嘱するものとする。

2 市長は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の評価委員から意見を聴かなければならない。

3 市長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ2人以上の評価委員から意見を聴かなければならない。

(落札者決定基準)

第6条 落札者決定基準には、総合評価基準、評価の方法、落札者決定の方法を定めるものとする。

2 落札者決定基準は、資格審査委員会において決定するものとする。

(評価基準)

第7条 総合評価基準は、工事の目的及び内容により、その他の条件として必要となる要件について設定するものとし、評価項目及び評価基準その他評価に必要な事項を定めるものとする。

(1) 評価項目は、施工計画に関する事項、企業の施工能力に関する事項、技術者の能力に関する事項、地域貢献・社会性に関する事項、その他評価に関して必要な事項とする。

(2) 評価点は、入札参加資格を有している者に付与する点（以下「標準点」という。）に前号に定める評価項目に応じて付与される点数の合計（以下「加算点」という。）を加えたものとする。ただし第9条第3項に規定する加算方式の評価点は、加算点とする。

(技術資料等の提出)

第8条 入札参加希望者は、次の各号に掲げる区分に応じ、技術資料等（以下「資料」という。）を公告において示す方法により、指定する期間内に提出するものとする。

(1) 総合評価落札方式 制限付き一般競争入札参加資格確認申請書及び資料。

(2) 総合評価落札方式（自己採点方式） 事後審査型制限付き一般競争入札参加申込書、評価項目の自己採点表（以下「自己採点表」という。）、事後審査型制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「事後審査型申請書」という。）及び資料。ただし、事後審査型申請書及び資料については、市長が提出を求める者に限る。

(評価点の決定)

第9条 資格審査委員会は、前条の規定に基づき提出された資料について審査を行い、評価点を決定する。ただし、総合評価落札方式（自己採点方式）の場合においては、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

(1) 市長は、自己採点表による評価点を基に次条に定める評価値を算出し、入札参加者の中で評価値の最も高い者を落札候補者とし、当該落札候補者に申請書及び資料の提出を求めるとともに、入札参加資格の確認を行う。ただし、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、いずれも落札候補者とする。

(2) 資格審査委員会は、前号の規定により提出された自己採点表及び資料について審査を行い、評価点を決定する。

(3) 前号において、自己採点表による評価点が、資格審査委員会が審査した評価点と異なる場合、当該評価点は、次のとおりとする。

ア 自己採点表による評価点が資格審査委員会が審査した評価点を超える場合
資格審査委員会が審査した評価点

イ 自己採点表による評価点が資格審査委員会が審査した評価点未満である場合
自己採点表による評価点

(4) 資格審査委員会は、前号に定める審査を行った結果、最も評価値の高い者に変動が生じた場合は、再度、当該変動後の最も評価値の高い者について前3号の審査を行い、評価値の最も高い者が決定するまで繰り返す。

(評価の方法)

第10条 評価は、評価点と当該入札者の入札価格を基に、次の各号のいずれかの方法を採用して求めるものとする。

2 除算方式

評価点＝標準点＋加算点の合計

(1) 標準型及び簡易型のうち鹿児島市建設工事低入札価格調査制度実施要領（平成16年12月22日制定）（以下「低入札価格調査制度実施要領」という。）第2条第1号に定める工事

評価値＝評価点/入札価格×定数

(2) 簡易型（前号に係る工事を除く。）及び特別簡易型

ア 入札価格が低入札価格調査制度実施要領第3条に定める価格（以下「調査基準価格」という。）以上の場合

評価値＝評価点/入札価格×定数

イ 入札価格が調査基準価格未満の場合

評価値＝評価点/（調査基準価格＋（調査基準価格－入札価格））×定数

3 加算方式

評価値＝評価点＋（100×（1－入札価格/予定価格））

（落札者の決定方法）

第11条 前2条の規定により得られた評価値が最も高い者を落札者とする。

2 評価値が最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きで落札者を決定するものとする。

（入札公告に示す事項）

第12条 市長は、総合評価落札方式による入札を行う場合は、一般競争入札実施要綱第4条又は事後審査型実施要綱第4条に掲げる事項に、次の事項を加えて公告する。

- (1) 総合評価落札方式による入札であること
- (2) 落札者決定基準
- (3) その他、総合評価落札方式を行う上で必要な事項

(落札決定の通知)

第13条 市長は、落札者を決定したときは、直ちに当該落札者に対して落札決定をした旨を通知するとともに、他の入札参加者に対してもその旨を通知するものとする。

(入札結果の公表)

第14条 市長は、落札決定後速やかに次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 工事名及び工事場所
- (2) 入札の日時及び場所
- (3) 予定価格
- (4) 調査基準価格及び失格基準価格
- (5) 入札参加業者名
- (6) 標準点及び加算点の合計並びに評価点
- (7) 入札価格
- (8) 評価値

(評価結果に対する疑義の照会)

第15条 入札参加者は、前条の規定により通知を受けた日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に市長に対して、自らの評価点について書面により疑義の照会ができるものとする。

2 市長は、疑義の照会があった場合には、照会のあった日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に、書面により回答するものとする。

(評価内容の担保)

第16条 資料のうち施工計画に関する事項について、評価した内容が受注者の責により満たされない場合は、工事成績評定の減点などの措置を講ずるものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(鹿児島市建設工事総合評価落札方式試行要領の廃止)

2 鹿児島市建設工事総合評価落札方式試行要領（平成19年6月27日制定）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に行う制限付き一般競争入札の公告に係る分について適用し、同日前に行った制限付き一般競争入札の公告に係る分については、なお従前の例による。

付 則

この要領は、平成30年5月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。